

広島県訓令第5号

本 庁
地 方 機 関

標準的な職及び標準職務遂行能力を定める訓令の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和六年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

標準的な職及び標準職務遂行能力を定める訓令の一部を改正する訓令

標準的な職及び標準職務遂行能力を定める訓令（平成二十八年広島県訓令第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第二（第三条関係）			
標準的な職	標準職務遂行能力	標準職務遂行能力	標準職務遂行能力
	（略）	（略）	（略）
課長	四リーダーシップ	四リーダーシップ	課の方針を打ち出し、部下が発言・行動しやすい組織風土を創り出し、高い信頼を得て効果的に組織を導いている。
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
主査（監督職員に限る。）	四リーダーシップ	四リーダーシップ	自分なりの方針を伝えるとともに、メンバーが発言・行動しやすい組織風土を保ち、意見を集め、グループ全体が積極的に業務に取り組めるよう支援している。
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
主査（監督職員を除く。）	二チームワーク	二チームワーク	グループ員やチームが協力し、信頼し合って仕事を進められるよう気を配り、メンバーの意見や質問を引き出している。
（略）	（略）	（略）	（略）
五人材育成	（略）	（略）	後輩（同僚）の意見や質問を傾聴した上で、どのようにやるかを実際にやって見せ、理由
（略）	（略）	（略）	（略）
別表第二（第三条関係）			
標準的な職	標準職務遂行能力	標準職務遂行能力	標準職務遂行能力
	（略）	（略）	（略）
課長	四リーダーシップ	四リーダーシップ	課の方針を打ち出し、部下から高い信頼を得ながら効果的に組織をまとめ動かしている。
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
主査（監督職員に限る。）	四リーダーシップ	四リーダーシップ	自分なりの方針を伝え、メンバーから意見を集め、グループ全体が積極的に業務に取り組めるよう支援している。
（略）	（略）	（略）	（略）
（略）	（略）	（略）	（略）
主査（監督職員を除く。）	二チームワーク	二チームワーク	グループ員やチームが協力し、信頼し合って仕事を進められるよう気を配っている。
（略）	（略）	（略）	（略）
五人材育成	（略）	（略）	後輩（同僚）の不明点や質問に対して、どのようにやるかを実際にやって見せ、理由や考
（略）	（略）	（略）	（略）

(略)		主任			
(略)	(略)	二 チ ー ム ワ ー ク	(略)	(略)	六 専門性 獲得
(略)	(略)	同僚や後輩に対して真摯な態度で接し、確実な報・連・相や意見、質問を行い、信頼感を作り出している。		(略)	常に最新の知識を主体的に習得し、これまでに培った知識や経験と融合させ、現場での深い検討を通じて、専門領域として活用している。
(略)		主任			
(略)	(略)	二 チ ー ム ワ ー ク	(略)	(略)	六 専門性 獲得
(略)	(略)	同僚や後輩に対して真摯な態度で接し、確実な報・連・相を行い、信頼感を作り出している。		(略)	最新の知識を主体的に習得し、現場での深い検討を通じて、専門領域として活用している。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。